

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計 画 主 体	中 札 内 村

中札内村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 住民課住民グループ
所 在 地 中札内村東1条南1丁目2番地1
電 話 番 号 0155-67-2493
F A X 番 号 0155-68-3911
メールアドレス j-jyumin@vill.nakasatsunai.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、ハシブトカラス・ハシボソカラス（以下「カラス」と表記）、ドバト、キツネ、アライグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	中札内村内一円

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
エゾシカ	農作物(ビート・馬鈴薯)	畑作物の食害 ビート 10.5ha 9993 千円 馬鈴薯 10ha 12040 千円
ヒグマ	農作物(ビート・デントコーン)	畑作物の食害 ビート 0.3ha 285 千円 デントコーン 0.8ha 89 千円
カラス・ドバト	農作物(大豆・ビート)	大豆・ビート苗を抜かれる。 0.5ha 430 千円
キツネ	子牛	畜舎の初成牛が食べられる。 子牛 1 頭 150 千円
アライグマ	※生息は確認されているが被害実績なし。	

(2) 被害の傾向

※被害の発生時期

播種より収穫時期のその時々が発生。(作物の発育過程で個体により好む時期が異なる。)

エゾシカ 4月～10月頃

ヒグマ 7月～10月頃

キツネ 通年で家畜の被害がある

アライグマ 平成30年以降イチゴやアスパラといったハウス栽培作物への被害が報告されている。

※被害の発生場所

中札内村全域耕作地及び畜産施設。

※被害地域

シカ除けの電気牧柵の設置により被害地域が変化している。

※ヒグマ被害

西札内、南札内地区及び戸蔦地区を中心にビートやデントコーン及び小麦の食害があるほか、住宅地近郊まで出没してきている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)
エゾシカ	ビート・馬鈴薯 20.5ha 22033 千円	ビート・馬鈴薯 17ha 16,620 千円
ヒグマ	ビート・デントコーン 1.1ha 363 千円	ビート・デントコーン 1ha 330 千円 育成牛 0 頭 0 千円
カラス・ドバト	大豆・ビート 0.5 ha 431 千円	大豆・ビート 0.5ha 431 千円
キツネ	初生牛 1 頭 150 千円	初生牛 0 頭 0 千円
アライグマ	特に被害は報告されていない	現状を維持する

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	エゾシカ ・銃器による個体数調整。 ・くくりわなによる捕獲 ヒグマ ・罠による捕獲。 キツネ ・銃器及び罠による捕獲。 カラス ・銃器及び罠による捕獲。 ドバト ・銃器による捕獲。 アライグマ ・罠による捕獲	・ハンター新規担い手の確保及び人材育成。 ・捕獲後の作業環境の改善。(衛生的処理) ・残滓の処理方法。(残滓量減少方策) ・有効利用(衛生的)、解体施設(肉の利用)。 ・罠の維持管理の合理化。(餌付け、見回り)
防護柵の設置等に関する取組	エゾシカ ・出没多発地域で電気柵を設置。 ・休息場所となっている保安林内の整備。	

(5) 今後の取組方針

- ・野生鳥獣に餌を与えないようハンターの法令遵守等及び残滓放置の取り締まりを強化する。
- ・市街地の被害抑制のため、ゴミステーション清掃、保護ネット活用等を行う。
- ・有害鳥獣による被害状況捕捉のための調査を実施する。
- ・ハンター等の新規担い手確保のため狩猟免許取得費用助成を継続する。
- ・ヒグマ、キツネ、カラス、アライグマの捕獲強化のため箱わなの有効活用及び迅速な設置を行うとともに貸出用箱わな、くくりわなの有効活用を図る。
- ・被害状況等の把握のため連絡体制及び処理対応力を強化する。
- ・各被害発生施設(畑、牧場、鶏舎など)での自己防衛設備(ネット、電気柵、センサー爆音機など)設置に向けた啓蒙活動を行う。
- ・エゾシカ対策のため保安林内の整備を行い、休息場所を減少させる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣捕獲団体	取 組 内 容
中札内村鳥獣被害対策実施隊	・猟友会会員を実施隊員として任命するとともに対象鳥獣捕獲員として指名を行っている。R3 年4月現在の隊員・捕獲員は16名。 ・ヒグマが市街地等に出没した際にライフル銃を所持し、パトロールや追い払い等を中心に実施。
猟友会帯広支部中札内部会	・日常的な捕獲・駆除を委託。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	エゾシカ、ヒグマ、カラス、ドバト、キツネ、アライグマ	・新規捕獲担い手の育成及び確保のための有害鳥獣捕獲対策支援事業（狩猟免許等取得費用助成）のPR ・貸出用箱わな・くくりわなの有効活用（キツネ・アライグマ、エゾシカ）
令和5年度	エゾシカ、ヒグマ、カラス、ドバト、キツネ、アライグマ	・貸出用箱わな・くくりわなの有効活用（キツネ・アライグマ、エゾシカ） ・新規捕獲担い手の育成及び確保のための有害鳥獣捕獲対策支援事業（狩猟免許等取得費用助成）のPR
令和6年度	エゾシカ、ヒグマ、カラス、ドバト、キツネ、アライグマ	・貸出用箱わな・くくりわなの有効活用（キツネ・アライグマ、エゾシカ） ・新規捕獲担い手の育成及び確保のための有害鳥獣捕獲対策支援事業（狩猟免許等取得費用助成）のPR

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
・エゾシカ 捕獲 201頭(令和2年度) ライトセンサスによる生息数、ビート等の作付状況や畑での目撃情報・現地調査を下に推測した移動ルート等を勘案し設定。 ・ヒグマ 捕獲 2頭(令和2年度) 被害場所や目撃情報(足跡、糞などの日時、場所、大きさなど痕跡情報)を参考に個体を特定し設定。 ・カラス 捕獲 1016羽(令和2年度) 目撃情報、堆肥散布情報を参考に飛来経路を把握し設定。 ・ドバト 捕獲 619羽(令和2年度) 目撃情報を参考に、ねぐらの把握及び牛などの飼料種類を把握し設定。 ・キツネ 捕獲 198頭(令和2年度) 目撃情報を参考に、冬期の足跡、牧場や鶏舎付近の巣を把握し設定。 ・アライグマ 捕獲 9頭(令和2年度) 目撃情報を参考に個体を特定し設定。			
対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	650頭	650頭	650頭
ヒグマ	10頭	10頭	10頭
カラス	1, 300羽	1, 300羽	1, 300羽
ドバト	1, 200羽	1, 200羽	1, 200羽
キツネ	350頭	350頭	350頭
アライグマ	20頭	20頭	20頭

捕獲等の取組内容
・ヒグマ(わな) 3月～11月(村内全域) ・エゾシカ(銃器) 3月～10月(村内全域) (わな) 3月～10月(村内全域) ・カラス 4月～3月(村内全域) (わな) 4月～3月 (罾はアクティブに設置するため設置地図なし) ・ドバト(銃器) 4月～3月(村内全域) ・キツネ(わな) 4月～3月 (罾が小型でアクティブに設置するため設置地図なし) ・アライグマ(わな) 4月～3月 (罾が小型でアクティブに設置するため設置地図なし)

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
市街地周辺へのヒグマ出没など人畜に危害が及ぶ危険性があると判断される場合は、追い払いやパトロール活動時にライフル銃を所持し対応する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予定なし	予定なし	予定なし

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	カラス	・カラスの餌となる生ごみ等の適正な管理徹底
	エゾシカ	・休息場所となる保安林内の雑木等を整備し、出没個体数を抑制する。
	ヒグマ	・電気柵による防除、林縁部の刈り払いなどについて普及を図る ・生ごみ、農畜産物残渣等ヒグマを誘引する原因となるものの管理徹底
令和5年度	カラス	・カラスの餌となる生ごみ等の適正な管理徹底
	エゾシカ	・休息場所となる保安林内の雑木等を整備し、出没個体数を抑制する。
	ヒグマ	・電気柵による防除、林縁部の刈り払いなどについて普及を図る ・生ごみ、農畜産物残渣等ヒグマを誘引する原因となるものの管理徹底
令和6年度	カラス	・カラスの餌となる生ごみ等の適正な管理徹底
	エゾシカ	・休息場所となる保安林内の雑木等を整備し、出没個体数を抑制する。
	ヒグマ	・電気柵による防除、林縁部の刈り払いなどについて普及を図る ・生ごみ、農畜産物残渣等ヒグマを誘引する原因となるものの管理徹底

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
北海道	通報受理、情報収集、周知・啓発、情報提供、関係部局への連絡
帯広警察署	通報受理、情報収集、周知・啓発、巡回、避難誘導・立入規制
中札内村役場	通報受理、情報収集、住民への周知・啓発、巡回、情報提供
中札内村鳥獣被害対策実施隊	現地確認、被害状況把握、巡回、追跡・捕獲、追い払い活動の実施
猟友会帯広支部中札内部会	現地確認、被害状況把握、巡回、追跡・捕獲、追い払い活動の実施

(2) 緊急時の連絡体制

別紙フロー図

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	中札内村有害鳥獣等対策協議会
構成機関の名称	役 割
中札内村役場	本部会事務局。(計画の作成、資金管理、情報収集)
中札内村農業協同組合	本部会への協力。(各組合員よりの被害状況の把握と情報の提供)
十勝広域森林組合	本部会への協力。(森林内での樹木被害状況把握と情報の提供)
猟友会帯広支部中札内部会	対象鳥獣の捕獲駆除。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
帯広畜産大学	野生動物の生態、解剖学的解説など
被害住民(多発区の代表)	被害情報及び出没状況の提供
地域住民(区長等)	野生動物の目撃や移動情報の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・平成 25 年 4 月 1 日設置。対象鳥獣の捕獲に関わる業務を行い、本村の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に遂行するものとする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・捕獲個体(エゾシカ、ヒグマ)の適切な処理のための衛生的解体施設の維持。
・エゾシカ、ヒグマの内臓及び内臓内容物などは、一般廃棄物として焼却処理。
・ヒグマは骨格標本製作のために帯広畜産大学に提供。残滓については、焼却処理。
・カラス、ドバトは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係法令に基づき処理。
・キツネ、アライグマは、焼却処理。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

野生動物による被害と保護の間には、相反する考え方があると推察されるが、広い考え方の啓蒙活動により共存可能な環境を構築する。